

労務関連ニュースレター

Issue 53, June 30, 2020

In brief

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応に関して労務関連の最新の情報をまとめました。

In detail

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する労務関連の情報を前回のニュースレター([Issue 52](#))でまとめましたが、その後更新があった内容を中心にご紹介します。

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する利用できる助成金

① 休業手当等を支払う場合の助成金(雇用調整助成金の特例措置)

雇用調整助成金とは、景気の後退等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練等を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

この助成金について、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」に対し、支給要件を緩和する特例措置が設けられたことを前回のニュースレター([Issue 52](#))でご紹介ましたが、その後、以下のようにさらに特例措置が拡充されました。なお、緊急対応期間(4月1日から6月30日とされていましたが9月30日まで延長されました。)に限った措置となります。

項目	Issue 52 でご紹介した助成内容	2020年6月18日時点の拡充内容
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成	休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額に以下の助成率を乗じた額 中小企業 4/5、中小企業以外 2/3 (解雇等を行わない場合は、中小企業 9/10、中小企業以外 3/4) ※労働者 1人1日あたり 8,330円が上限	中小企業で解雇等を行わない場合は、助成率が 10/10となります。 労働者 1人1日あたりの上限が 8,330円から 15,000円に引き上げられました。
教育訓練を実施した時の加算	1人1日あたり 中小企業 2,400円、中小企業以外 1,800円	変更なし
対象となる休業	所定労働日の全1日にわたる休業だけでなく、所定労働時間内に、事業所における部署・部門ごとや職種、勤務体制によるまとまり等一定のまとまりで行われる1時間以上の短時間休業も対象となる。	変更なし

項目	Issue 52 でご紹介した助成内容	2020年6月18日時点の拡充内容
支給限度日数	1年間で100日分が上限。 ただし、緊急対応期間中はこの支給限度日数とは別に支給を受けることができる。	変更なし
対象者	雇用保険被保険者でない労働者も同様の助成を受けることができる。	変更なし
届出	既に実施した休業についても、2020年6月30日までは事後の計画届提出が可能	5月19日以降、初回を含む計画届の提出が不要となり、支給申請のみの手続きとなりました。 また、小規模事業主(概ね従業員が20人以下)について、申請様式が簡略化されています。
支給申請額の算定方法	-	支給申請の際に用いる平均賃金額の算出を、源泉所得税の納付書から簡単に算定できるようになりました。 小規模事業主については、「実際に支払った休業手当額」から助成額を算定することも認められるようになりました。
申請期限	-	判定基礎期間(休業の実績を判定する1ヶ月単位の期間)の初日が2020年1月24日から5月31日までの休業については、申請期限が2020年8月31日まで延長されました。それ以外の期間の申請期限は支給対象期間(支給申請する判定基礎期間)の最終日の翌日から2ヶ月以内です。

詳しい支給要件、手続き、緊急対応期間以外の助成内容等、「雇用調整助成金」の詳細は、以下厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

【雇用調整助成金ガイドブック】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000636721.pdf>

【雇用調整助成金 FAQ】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000635722.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000640014.pdf>

【雇用調整助成金の様式(特例措置用)ダウンロード(小規模事業主用/小規模事業主以外用)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

※雇用調整助成金ガイドブック等資料のリンク先は2020年6月18日現在のものとなり、今後資料が更新されるごとにリンク先が変更になる可能性があります。

② 臨時休業した小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し有給の休暇を取得させた場合の助成金(新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金)

この助成金は、新型コロナウイルス感染症に関する対応として小学校等が臨時休業となり、小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)

の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に支給されるものです。前回のニュースレター(Issue 52)で内容をご紹介しましたが、その後、拡充された措置をご紹介します。

項目	Issue 52 でご紹介した助成内容	2020 年 6 月 18 日時点の拡充内容
助成内容	<p>対象労働者の日額換算賃金額(※1) × 有給休暇の日数(※2)</p> <p>(※1) 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの。8,330 円を超える場合は 8,330 円。</p> <p>(※2) 各対象労働者の合計有給休暇日数。時間単位の休暇を含む。</p> <p>なお、有給休暇の合計日数のうち 1 日に満たない時間数については、対象労働者の日額換算賃金額を時給換算した額を当該時間数で乗じて得た額とする。</p>	<p>2020 年 2 月 27 日から 9 月 30 日までに取得させた有給の休暇が対象となりました。</p> <p>4 月 1 日以降に取得させた休暇については、支給額の上限が 1 日当たり 8,330 円から 15,000 円に引き上げられました。</p>
申請期間	2020 年 3 月 18 日から 2020 年 6 月 30 日	2020 年 12 月 28 日まで申請期間が延長されました。

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の詳細は、以下厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/kyufukin/pageL07_0002.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/000639323.pdf>

③ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置(詳細は(2)③でご紹介しています。)として、医師等の指導により、休業せざるを得ない妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対する新たな助成金制度が創設されました。

項目	内容
支給対象となる事業主	2020 年 5 月 7 日から 9 月 30 日までの間に(a)新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、(b)新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を社内に周知し、2020 年 5 月 7 日から 2021 年 1 月 31 日までの間に(c)当該休暇を合計 5 日以上労働者に取得させた事業主
対象労働者	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の女性労働者
支給額	対象労働者 1 人あたり計 5 日以上 20 日未満の取得で 25 万円、以降 20 日ごとに 15 万円(上限額 100 万円) ※1 事業所当たり上限 20 人
申請期間	2020 年 6 月 15 日～2021 年 2 月 28 日

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の詳細は、以下厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた労務関連の対応

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、厚生労働省より以下の措置が公表されています。

① 労働保険の年度更新期間の延長および納付猶予

労働保険の年度更新期間について、2020年6月1日～7月10日から2020年6月1日～8月31日に延長されます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった場合は、申請により労働保険料等の納付を1年間猶予することができます。

「労働保険の年度更新期間の延長等について」の詳細は、以下厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11218.html

② 障害者雇用納付金の申告・納付期限の延長および納付猶予

障害者雇用納付金の申告・納付について、期限が5月15日から6月30日に延長されます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった場合は、申請により納付を1年間猶予することができます。

「障害者雇用納付金の申告・納付期限の延長および納付猶予」の詳細は、以下厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/000627639.pdf>

③ 妊娠中の女性労働者の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置

男女雇用機会均等法における母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置が新たに規定されました。妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて作業の制限、出勤の制限等の必要な措置を講じなければなりません。対象期間は2021年1月31日までとなります。

「妊娠中の女性労働者の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」の詳細は、以下厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11129.html

(3) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金について

新型コロナウイルス感染症防止のための措置の影響により、休業となったにもかかわらず、様々な事情で事業主から休業手当を受けることができなかった労働者を保護するため、新たな給付制度が創設されます。中小企業の雇用保険被保険者に対し、休業前賃金の80%(月額上限33万円)が休業実績に応じて支給される予定となっており、中小企業の雇用保険の被保険者でない労働者についても、給付を受けることができる見込みです。

なお、この制度の創設にかかわらず、使用者は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」の場合には、労働基準法に基づき休業期間中の休業手当(平均賃金の100分の60以上)を労働者に支払う義務があります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことによる休業については、(1)①でご紹介した雇用調整助成金を活用することができます。

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」の詳細は、以下厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000639623.pdf> (休業支援金の概要)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160688_00002.html (制度内容全般)

(4) 関連リンク

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

経済産業省「経済産業省の支援策」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

国税庁「新型コロナウイルス感染症に関する対応等について」

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する労務関連の情報は、ニュースレターIssue.52(2020年4月発行)でもご紹介しています。

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/tax-cas/wmn-vol52.html>

※中小企業の範囲

本ニュースレターにおける中小企業の範囲は下表のとおりです。

業種	資本金の額または 出資の総額	または	常時使用する 労働者数
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
その他	3億円以下	または	300人以下

※本ニュースレターは2020年6月18日現在の情報に基づき作成しています。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 社会保険労務士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階
<https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/outsourcing/hr-consulting.html>

代表

岩岡 学

PwC アウトソーシングサービス合同会社および PwC 社会保険労務士法人は、PwC 税理士法人および PwC 弁護士法人とも連携し、記帳代行、給与計算および支払代行サービスなどのアウトソーシングサービスに加え、人事労務サービスおよびコーポレートセクレタリーサービスなど、より広範囲にわたるアウトソーシングサービスを提供いたします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PwC Labor and Social Security Attorney Corporation. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.